

気候変動対策広域化事業支援業務委託仕様書(案)

1. 目的

気候変動というテーマは誰もがその影響を受け、また同時に誰もがその原因者でもあるため、行政のみの取り組みとせず、市民や企業など全ての主体が積極的に取り組むべき課題であり、それらの異なるセクターが目的・目標を共有しつつも、自立・分散・協調の体制で同じベクトルに向う体制が必要とされている。

そこで、気候変動対策の目的を共有する自治体間が連携し、多摩地域の広域で気候変動への認知を深め、自治体間の連携を通じて各地域の市民、関係するステークホルダーのハブとなり、地域、世代、セクターを超えた重層的な連携の枠組の構築を通じて、社会変革に繋げていく素地とする事を目的とする。

なお、本事業は気候変動問題に協働して取り組む自治体ネットワークをベースに実施し、国や都、各市が掲げる脱炭素目標達成の為、次年度以降の発展的展開を見据えて行う。

2. 事業内容

上記目的を達成するために構築したネットワーク参加自治体のうち有志により、下記2事業を実施する。

①「合同気候市民会議」

昨今の異常な地球温暖化・気候変動への対策として、多摩市及び日野市の両市にて令和5年度に「気候市民会議」が実施された。新しい市民参画の方式として注目され、提言などの成果をあげつつ市民等の行動変容へつなげている。令和6年度は、多摩市と日野市の気候市民会議に参加した方たちが自分たちが取り組んだことを共有しあい、交流し意見を交わす「合同気候市民会議」を設けることで、市を超えた視点として広げていく。

②「気候 YOUTH 会議」

また、市の附属機関等への市民参加は、高齢者層が中心となっていることが課題となっており、若者が課題の解決などを話し合う場として「気候 YOUTH 会議」を開催することで、次代を担う若者の市政への興味を惹起し、幅広い世代の持続的な市民参加・気候変動対策の意識醸成を図る。これらを合わせて気候変動に関する意識を高めていく流れを今年度以降も継続・加速し、周辺都市へと広げていくことを目的とする。

3. 履行期間

契約日の翌日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

4. 履行場所

市が指定する場所(多摩地域を想定)

5. 実施日程

①令和6年(2024年)12月～令和7年(2025年)3月の間に1日

②令和6年(2024年)12月～令和7年(2025年)3月の間に2日

※土日祝を想定

6. 実施内容

①多摩市と日野市の気候市民会議参加者等を集め、相互の検討内容及び結果について共有する。

参加者：日野市 30 名、多摩市 30 名、その他 20 名、計最大 80 名

②大学生等の若者を集め、気候変動について議論する。

参加者：40 名程度

③上記 2 事業を踏まえ、自治体等で作る気候変動対策広域連携の枠組み検討支援

※②の参加者募集については、受託後協議の上、役割(市は、市報、ホームページ等の広報を実施する。受託者は、近隣の大学等への募集を実施する等。)を定めて実施する。

7. 実施方法

(1)事前準備

会議の開催に向けて市と複数回打ち合わせを行い、連絡を取りながら下記の準備を行うこと。

・会議内容の企画

各種会議の実施方式、テーマなどに関する企画・検討の支援を実施すること

・各種資料作成

会場のレイアウトや進行表、企画書、必要資材一覧など

・必要に応じた講師の招聘

・映像や音響の調整

・動画配信に必要な通信環境、機材

・会議に必要な資材準備

・その他、市及び受託者が必要と考える準備

(2)会議運営

会議が滞りなく進行するよう、会議のファシリテーションや準備、司会や会場補佐、受付、記録員を含めて十分な人員配置と運営支援を実施すること。会議の開催に必要な設備・備品・ツールを準備すること

・資料や合同気候市民会議参加者への謝礼金や会場使用料については受託者にて用意する。

(3)記録の作成

以下のとおり、会議の記録を作成すること。なお、以下についての著作権、著作権等の一切の権利は日野市に帰属する。

ア、議事録及び A4 にまとめた簡易版報告書

会議終了より1週間程度でデータを納品すること。

イ、動画記録

会議内容を動画に記録、編集し、会議終了より2週間以内に納品すること。なお、動画は動画配信サービス等にて公開する場合がある。

(4)成果物の作成

以下のとおり、会議の内容について整理した成果物を作成し、市へ納品すること。なお、以下についての著作権、著作権等の一切の権利は日野市に帰属する。

ア、参加者アンケート

イ、報告書

会議終了より2か月以内に、会議内容の報告書をデータで納品すること。

ウ、展示パネル

会議終了より2か月以内に、A1 サイズに会議内容をまとめたデータを納品すること。枚数は1枚または複数枚とする。

※成果物の作成にあたっては、以下に留意すること。

- ・図などを適宜使用するほか、データや情報などについて明朗かつ視覚的に表現し、読む者の理解が進みやすいよう作成すること。
- ・専門用語に注釈をつけること。

8.安全管理

- ・受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- ・受託者は、業務実施にあたり周囲に危険等が及ばないように配慮を行い、安全確保に努めること。
- ・受託者は、業務実施にあたり会場となる施設や設備に十分な配慮を行い、安全確保に努めること。
- ・受託者は、安全上の注意事項を徹底し、非常の際の合図等を確実に出来るようにしておくこと。
- ・受託者は、来場者やスタッフに怪我等のないよう十分に安全配慮をすること。
- ・本業務の履行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者の負担で回復するものとする。

8.協議

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議を行う。

9.提出書類

- ・着手時、速やかに業務着手届、業務計画書、工程表、業務実地体制を提出すること。
- ・完了時、業務完了届、業務完了報告書を提出すること。

10.業務完了確認

業務履行完了を書面で報告し、検査担当職員の検査を受けること。

11.支払い方法

一括払いとする。業務及び検査完了後、請求書を提出すること。市は、受託者からの請求を審査し、適正と認めたときに、請求書受領から30日以内に支払うこと。

12.その他

(1)情報セキュリティポリシーの遵守

1)本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

2)日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。

3)本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

(2)環境負荷低減の取組みについて

1)日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

2)洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3)障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和2年4月施行)」に基づき、次の事項に留意すること。

1)障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。

2)差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4)内部通報制度

1)日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。

本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、

日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2)内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5)環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。